

まちとむら 未来をひらく 広域連合



●令和6年度予算の概要	•••••	2

- ●第9期介護保険事業計画を策定しました/ 南部箕蚊屋広域連合ホームページのご案内…… 3
- ●介護保険制度改正のお知らせ………… 4 · 5
- ●最近自分や家族のもの忘れが気になるのですが… 8

南部箕蚊屋広域連合 令和6年度予算

2月20日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で令和6年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。

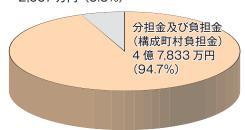


一般会計

総額 5億 500 万円 (前年度対比 2,500 万円の減額)

■歳 入

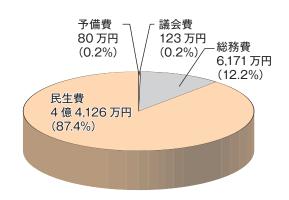
その他 (国庫支出金・県支出金・諸収入等) 2,667万円 (5.3%)



主なものは、構成町村からの負担金です。地域 包括支援センター職員の給与等負担金の減額によ り、前年度に比べ 4.1% 減の 4 億 7,833 万円を計 上しています。

また、低所得者の介護保険料を軽減するための 公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に 計上しています。

■歳 出

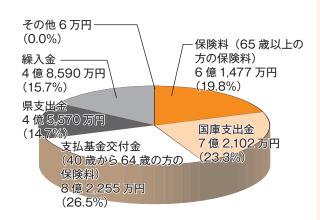


主なものは、民生費で、介護保険事業特別会計繰出金4億4,126万円です。その他に地域包括支援センター職員の人件費や、事業所が行う低所得の利用者の利用料軽減についての補助金などを計上しています。

介護保険事業特別会計

総額 31 億円 (前年度対比 6,600 万円の減額)

■歳 入

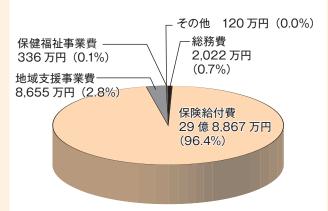


歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払 基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金 などです。

保険料は、第9期保険計画に基づいた収入を見込み、前年度に比べ 0.4%減の 6 億 1,477 万円を 見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、介護給付費の減に伴って減額を見込み前年度に比べ合計で9%減の19億9,927万円となりました。

■歳 出



保険給付費は、事業計画に基づき、前年度と比べ2.2%減の29億8,867万円を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用27億5,239万円、低所得者の入所サービスの食費等の負担を軽減するための費用7,625万円などです。

また、総務費は、公金振込手数料有料化に係る 経費を見込み、前年度に比べ 0.3%増の 2,022 万 円を見込みました。

第9期介護保険事業計画を策定しました

この度、南部箕蚊屋広域連合では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とする「第9期介護保険事業計画」を策定しました。

第9期事業計画では、『高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる 地域づくり』を計画の基本目標として、地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みを深化・ 推進していきます。

また、介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年毎に見直します。令和6年度 から新しい介護保険料に変わります。

計画の内容など詳しくは、各戸に配布している「第9期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画ダイジェスト版」をご覧ください。

南部箕蚊屋広域連合ホームページのご案内



南部箕蚊屋広域連合では、下記 URL でホームページを開設しています。「第9期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」(詳細版)の他、介護保険制度や介護保険料のしくみ、地域包括支援センターの業務や最新のお知らせなど、住民の皆様にとって役立つ情報を公開していますので、ぜひご覧ください。





http://www.nan-mino.jp

介護保険制度改正のお知らせ

令和6年度から、介護保険サービスを利用したときの費用や介護保険料などが変更されます。 主な変更点については、次のとおりです。

〇介護報酬の改定

介護報酬改定率は 1.59%の引き上げとなります。介護報酬改定の施行時期については、以下のとおりとなります。

4月1日施行サービス	6月1日施行サービス		
右記以外の ・訪問介護・居宅介護支援・通所介護・施設サービス・ショートステイ など	・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション		

○基準費用額(居住費)の増額見直し

施設サービスの基準費用額(居宅費)については、 近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する方と の負担の均衡を図る観点から、費用額が増額されます。



〇介護保険料額の変更

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから 算定された「基準額」をもとに、町村民税の課税状況 や所得などに応じて段階的に決められます。令和6年 度からは、保険料段階を13段階へ変更します。

これは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、被保険者間での所得再分配機能を強化する目的があります。



令和6年度からの介護保険料額

所得段階区分	対 象 者	負担割合	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉 年金受給者、市町村民税世帯非課税で公的年金収入 +合計所得金額が80万円以下	0.285	19,300円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.485	32,700 円
第3段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金 額が 120 万円超	0.685	46,200 円
第4段階	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+ 合計所得金額が80万円以下	0.9	60,700 円
第5段階(基準額)	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+ 合計所得金額が80万円超	1.0	67,500 円
第6段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 120 万円未満)	1.2	81,000円
第7段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満)	1.3	87,700 円
第8段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満)	1.5	101,200 円
第9段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満)	1.7	114,700 円
第 10 段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満)	1.9	128,200 円
第 11 段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満)	2.1	141,700円
第 12 段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満)	2.3	155,200 円
第 13 段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が 720 万円以上)	2.4	162,000円

介護保険制度は、みなさんが納める『保険料』と『公費』を財源に運営しています。

だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

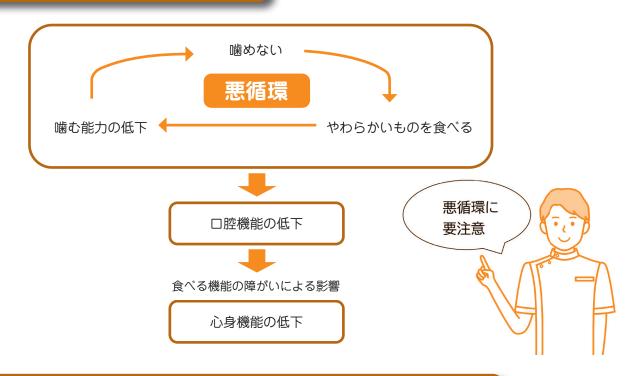


シリーズ 地域包括支援センター だより

口腔ケアで元気な毎日!

「オーラルフレイル」という言葉を聞いたことがありますか? 食べこぼしやすくなった・嚙む力が弱くなった・むせやすくなった・滑舌が 悪くなった・口が渇きやすくなったなどの症状から始まります。

オーラルフレイルとは



オーラルフレイルをチェックしてみましょう

日々の生活の中にこんなことはありませんか?

お口の機能低下を放置し何も対策しないでいると、心身機能の低下につながる 可能性があります。早めにオーラルフレイル対策や歯科受診などをしましょう。 次のチェック項目のうち該当になるものが多かった場合には、歯科医に相談し ましょう。

半年前と比べて、かたい物が食べにくくなった
お茶や汁物でむせやすくなった
歯が抜けたままのところがある
口の渇きが気になる
さきいか・たくあんくらいのかたさの食べ物がかみにくい
定期的に歯科受診や歯科検診を受けていない

オーラルフレイル対策

いつまでも元気に過ごすためには、日々の取り組みが大切です。皆さんもオーラルフレイル対策を始めてみませんか。

1. お口の中を清潔に保つ

- ①日頃からうがいや歯磨き・舌磨きでお口の中を 清潔に保ちましょう。
- ②義歯を使用されている方は汚れが残りやすいため裏側やばね部分なども丁寧にお手入れしましょう。
- ③かかりつけ歯科医を持ち、定期的に清掃・検診を受けましょう。



2. お口周りの機能を保つ

- ①日頃からお口周りの筋肉を意識的に動かしていきましょう。舌の体操やパタカラ体操なども習慣に取り入れましょう。
- ②やわらかいものばかり食べている方は、歯の状況に合わせて歯ごたえのあるものも取り入れてみましょう。
- ③人と話す機会が少ない方は、 人と話す機会を増やしましょ う。



3. お口以外の健康づくり

バランスのいい食事や適度な運動、睡眠など日頃から体力や免疫力を高めて、 身体全体の健康づくりをしていきましょう。

お気軽に、各町村の地域包括支援センターまでお問い合わせください

南部地域包括支援センター

南部町役場健康福祉課 健康管理センターすこやか内

電話:66-5524

伯耆地域包括支援センター

伯耆町役場健康対策課 生活相談室内

電話:68-4632

日吉津地域包括支援センター

日吉津村役場 福祉保健課内

電話:27-5952

「最近自分や家族のもの忘れが 気になるのですが…」

~認知症かもしれないと思った時は、お住まいの 地域包括支援センターへご相談ください~

令和6年1月1日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

認知症は、誰にとっても身近なものになっています。認知症になっても、自分らしく暮らし 続けていくために他人事ではなく「わがこと」として、認知症を知ることが大切です。

地域包括支援センターではこんな支援をしています

○タッチパネルを利用した簡易スクリーニング検査を実施

相談会や健診等で脳の健康度をチェックしてみませんか。検査の結果、認知症または MCI (軽度認知障害)の疑いのある方に対しては、医療機関との連携等、フォローアップを行っています。



○認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために支援を行います。認知症の人やその家族の相談に対し、必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関等の関係機関へのつなぎや連絡調整、相談支援を行います。

また、認知症を正しく理解していただくための活動や地域づくりをしており、各町村1名ずつ配置しています。

○認知症サポーター養成講座の開催

地域や職域・学校等で、認知症サポーター(認知症について正しく理解し、偏見を持たず、できる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る応援者)を増やし、認知症についての理解の輪を広げ、認知症の人やその家族が地域の人とともに安心して暮らせるまちづくりをすすめています。

○認知症初期集中支援チームの配置

認知症初期集中支援チームは、40歳以上の認知症の人(疑いのある方)やその家族に早期の段階で関わることで、包括的・集中的に自立支援へのサポートをします。チーム員は、認知症の専門知識をもつ医療や福祉の専門職と、認知症サポート医(認知症の診察に習熟した医師)で構成されています。